

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の一部改正（案）について

平成24年5月
保健医療部医療助成課

1 趣旨

医療費助成金に関する審査支払事務の委託、その他事務処理の適正化を図るため上記規則の一部を改正しようとするものです。

2 主な内容

- (1) 医療費助成金に関する審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ委託することに伴い、当該事項について規定するとともに、重度心身障害者医療費受給者証の様式の一部を変更しようとするものです。
 - (2) 受給者証の有効期間並びにその始期及び終期を規定することにより、受給者証の有効期間の明確化を図ろうとするものです。
 - (3) 運用上行っている医療費助成金の支給決定及び受給資格消滅の通知並びにその様式を規則で定めることにより、その根拠の明確化を図ろうとするものです。
 - (4) 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例第12条で定める医療費助成金返還請求の様式を定めようとするものです。
 - (5) 本規則で定める事項以外の事項を定める際の根拠の明確化を図ろうとするものです。
- ※ その他様式が加わることに伴う整理その他文言整理を行おうとするものです。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

3 一部を変更する様式

重度心身障害者医療費受給者証

4 新たに定める様式

- (1) 川越市重度心身障害者医療費支給決定通知書
- (2) 川越市重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書
- (3) 川越市重度心身障害者医療費助成金返還請求書

5 施行期日

この規則は、審査支払事務の委託に関する規定については平成 24 年 10 月 1 日から、その他の規定については公布の日から施行しようとするものです。